

## 児童虐待対応等の機能強化について

### 1 児童虐待の現状等

全国における平成27年度の児童虐待相談対応件数は103,260件、その内東京都は10,619件であり、いずれも増加傾向が継続している状況である。区においても、同様の傾向が見られ、平成27年度に子ども家庭支援センターで受け付けた児童虐待相談件数は485件であり、前年度と比較して約1.3倍の増となっている。

児童虐待相談件数の増加については、窓口の周知や区民の意識の高まり等も背景にあると考えられるが、区としては、こうした相談が、児童虐待の早期発見、迅速な対応、適切な養育支援等につながるよう、より一層、児童虐待対応等の機能強化を図っていく必要がある。

### 2 児童虐待対応等の機能強化に向けた検討

児童虐待の現状を踏まえ、よりきめ細やかな対応が求められていることから、平成28年5月の児童福祉法の改正では、身近な地域における児童相談所の設置を促進するため、特別区が児童相談所を設置できるよう規定が盛り込まれた。区としては、児童虐待対応等の機能強化を図るため、以下のとおり児童相談所機能の設置に向けて検討を進めているところである。

#### (1) 児童相談所設置の基本的な考え方

##### ① 設置方針

区では、以下の展開を可能とすることにより、子ども・家庭への対応充実を図るため、児童相談所設置に向けて準備を進める。

- 関係機関・関連部署連携等、地域資源を最大限に生かし、迅速・的確に、発生予防、早期発見、相談・支援、指導・措置、家庭復帰等を切れ目なく展開する。
- 対応事例の分析・検証、ノウハウの蓄積、関連大学との連携等を進め、対応方針の確立や施策立案を実施し、関係機関・関係部署の対応力・実践力の強化を図る。

##### ② 設置場所等

第三中学校・第十中学校の統合新校に併設する（仮称）総合子どもセンターに児童相談所機能を設置する。

児童相談所に設置することとされている一時保護所については、（仮称）総合子どもセンターとは別の場所に設置することとし、主として、単独設置に向けて区有施設跡の活用等を含め具体的な検討を進めるものとする。

### ③ (仮称) 総合子どもセンターの機能

(仮称) 総合子どもセンターは、児童相談所機能に加え、現行の子ども家庭支援センターで実施する要保護児童等支援拠点としての虐待等専門対応機能、及び、教育相談、若者支援機能を併せもつとともに、適応指導や就学相談機能等も併設し有機的に連携を図るものとする。

これにより、子ども期から若者期における、本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施する。

なお、地域における虐待等の未然防止、早期発見、養育支援等については、主に、すこやか福祉センターが担うものとし、(仮称) 総合子どもセンターはその対応力強化を支援する。

## (2) 設置に向けた主な課題と検討の考え方

### ① 職員確保・人材育成

児童相談所においては、児童福祉司、児童心理司等の専門職の確保、人材育成が必要であり、計画的な人事配置、採用、児童相談所への職員派遣や専門研修の実施等により、体制整備を進めていく。

平成 29 年度より、新たに専門職（心理職）を 4 名採用し、子ども家庭支援センターへ配置するとともに、児童相談所へ 1 名職員を派遣している。

### ② 社会的養護

より家庭に近い環境で養育される方策を拡充していくことを基本とし、児童養護施設等への措置のあり方や里親の開拓・支援等について検討を進める。

### ③ 児童相談所設置市の事務

児童相談所設置市の担う事務については、(仮称) 総合子どもセンターと関係部署において必要な連携、調整を図りながら区において実施する。また、特別区としての統一基準・マニュアルの策定や、一部事務の共同処理について検討する。

## (3) 今後の検討スケジュール

次のとおり検討を進める。なお、今後、特別区としての検討や、国、東京都との協議の進捗に合わせて内容の調整を図る。

### 平成 29・30 年度

- ◇ 一時保護所設置の考え方の整理、施設確保策の検討・整理
- ◇ 一時保護所の相互利用等広域調整の検討
- ◇ 専門職の計画的配置・採用・育成、児童相談所への派遣研修継続
- ◇ 社会的養護（児童養護施設・里親等）の考え方と広域調整の検討
- ◇ 児童相談所設置市事務実施体制の検討・整理

- ◇ 国・東京都との協議

#### 平成 31・32 年度

- ◇ 児童相談所設置市の政令指定手続き、条例等例規整備
- ◇ 児童相談所業務・ケースの引継、児童相談所設置市事務の引継

#### 平成 33 年度

- ◇ (仮称) 総合子どもセンター 開所  
(児童相談所機能含む)

#### (4) 特別区における検討

児童福祉法の改正を受けて、平成 28 年 7 月に特別区児童相談所移管準備連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）が設置された。連絡調整会議は児童相談所の移管準備を進めるため、関係部課長会との連絡調整、東京都との協議、課題整理、全体のロードマップに関する事項を所掌し、検討を進めているところである。